

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 26 号）の公布による。

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(失業者の退職手当) 第9条 ……略…… 2～7 ……略…… 8 第1項、第3項及び第5項から前項までに規定するもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) ……略…… (4) <u>安定した職業に就いた者</u>については、雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)及び(6) ……略…… 9及び10 ……略…… 11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>	(失業者の退職手当) 第9条 ……略…… 2～7 ……略…… 8 第1項、第3項及び第5項から前項までに規定するもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) ……略…… (4) <u>職業に就いた者</u>については、雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)及び(6) ……略…… 9及び10 ……略…… 11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当</u>については、当該退職手当の支給を受け

12～14 ……略……	た日数に相当する日数 (2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当については、当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u> 12～14 ……略……
--------------------	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

